

〇〇ロータリークラブ危機管理委員会規則（参考）

（1）名称

第1条 本委員会は、〇〇RC危機管理委員会と称する。

（2）任務

第2条 本委員会は、R1第2510地区危機管理総則に定める危機について、その防止・解決のために、本クラブ委員会、会員に対して必要な提言や指導・助言を行うと共に、本委員会に報告のあった危機事案が対処事案であるかどうかの判断の上、適切な対処のため方策を講ずることを任務とする。

（3）委員の員数

第3条 本委員会の員数は〇〇名以上とする。

（4）委員の資格

第4条 幹事、会長エレクト、会長ノミニー、奉仕プログラム委員長、青少年奉仕委員長は当然に委員になる。

（5）委員長・委員の選任

第5条 会長は委員長及び第4条に記載の委員以外の委員を選任する。

（6）専門委員

第6条 委員の内に弁護士、医師、心理学専門家、メディア関係者、女性が含まれることが奨励される。但し、会員に適任者がいないときは、外部委員を依頼することができる。

（7）委員長・委員の任期

第7条 委員長及び委員（以下、「委員等」という）の任期は毎年度7月1日から翌年6月末日迄の1年間とする。但し、再任を妨げない。

（8）継続委員

第8条 毎年度、委員の内3分の1以上が前年度以前からの継続委員であることが奨励される。

（9）委員等の退任後の措置

第9条 第4条に記載の委員等がその職を失ったとき、もしくは、第5条及び第6条により任命された委員等が任期途中で退任したとき、会長は新たに委員等を任命する。但し、新たに任命された委員等の任期は退任した委員等の終期と同じとする。

（10）通常委員会の開催

第10条 通常委員会は毎年度1回以上開催する。

2 回数、日時は委員長が年度当初に決定する。

(11) 臨時委員会の開催(1)

第11条 会長もしくは委員長は必要があると認めたときは、臨時委員会を開催することができる。

(12) 臨時委員会の開催(2)

第12条 2名以上の委員、もしくは5名以上の会員の要請があるときは、委員長は臨時委員会を開催しなければならない。

(13) 委員会の定足数及び決議方法

第13条 本委員会の定足数は半数以上とし、決議は出席委員の過半数をもって行う。

(14) 委員会を開催する時間的余裕のないときの措置

第14条 発生した危機について委員会開催の時間的余裕がないと判断されるとき、会長もしくは委員長は、危機発生のプログラム担当委員と協議（方法は問わない）の上、委員会を開催することなく暫定措置を講じることができる。

2 前項の措置を講じたとき、会長もしくは委員長は速やかにその内容を本委員会に報告しなければならない。

(15) 被害者・その家族などへの対処

第15条 本委員会は、危機の発生により被害を受けた人及びその家族に対し、速やかに適切と判断される対処をしなければならない

(16) 危機内容の調査

第16条 本委員会は発生した危機について速やかに発生の経緯、内容、被害状況などについて調査し、理事会に報告しなければならない。

(17) 地区との関係

第17条 発生した危機が地区のプログラムに関係するとき、本委員会は直ちに地区ガバナーもしくは危機管理委員会にその事実を報告する。

2 地区から前項の調査を依頼されたとき、本委員会はその調査の結果を速やかに地区へ報告しなければならない。

(18) 改正

第18条 本規則の改正は本クラブ細則〇〇条に定める方法を準用する。

施行日2025年〇月〇日